

A24 理事会とは、理事により構成される機関で、社員総会が決議機関であるのに対し、決議された法人の意思決定を円滑に進める執行機関に相当するものとされています。

【解説】

理事会とは、株式会社の取締役会に相当するものです。

理事会の開催は、定款の定めに従いますが、モデル定款では、理事長は必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができるかとされています。このほか、モデル定款では、理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならないとされています。

理事会の議長は理事長をもってあてるとされています。なお、議事録記載事項などは社員総会に準ずるべきだと考えられます。